

随意契約締結情報

当社が令和3年4月に締結した100万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契 約 名 称	契 約 締 結 日	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	契 約 理 由
1	鍵管理装置設置工事	令和4年4月1日	株式会社国際テック	2,310,000円	社長が別に定める場合 (工事又は製造をさせるとき)
2	機械警備装置付設工事	令和4年4月1日	株式会社国際テック	1,430,000円	社長が別に定める場合 (工事又は製造をさせるとき)